

(別紙 1)

## 仕 様 書

### 1 契約の種別

単価契約（1トン当たり単価）

### 2 件名

令和8年度第1期 古紙の有償売却（4月～9月収集分）

### 3 内容

(1) 下関市（以下「甲」という。）は、旧下関市の各地区、菊川地区及び豊田地区において、引渡期間内に分別収集される古紙（以下「再生資源」という。）を買受者（以下「乙」という。）に有償にて売却する。

ただし、小型家電製品、びん、動物の死骸等が入ったダンボール箱等の不適正排出の再生資源が混入していることもある。

(2) 乙は、引渡しを受けた再生資源を再生のための資源として、適切に処理すること。

また、前号但書に述べた不適正排出の再生資源に入っていた異物は、原則として、乙が廃棄処理等を行うこと。

(3) 乙は、この契約の履行に当たり、別紙2 特記仕様書（環境編簡易）の各項目を遵守すること。

### 4 引渡期間

令和8年4月1日から令和8年9月30日まで

### 5 推定引渡重量

再生資源の推定引渡重量は、910トンとする。

なお、この重量は売却重量を保証するものではない。

### 6 再生資源の引渡し場所

下関市内（この契約が成立した場所）

### 7 再生資源の搬入物受入施設（以下「施設」という。）の条件及び引渡しの方法

甲は、甲の収集車等（以下「搬入車両」という。）により再生資源を混合で搬入し、引渡しを行うので、乙は、以下の要件等を確認し、引渡しに備えること。

#### (1) 施設

ア 施設は旧下関地区にあること。なお、施設の分散は不可とする。

イ この契約にかかる搬入物受入スペースは、屋根付きで、かつ、300トン以上収納可能であること。

ウ 計量法（平成4年法律第51号）に適合した計量機が設置されていること。

エ 施設において、搬入車両の停車スペースが20台分以上確保できること。

オ 搬入車両が施設構内に進入し、再生資源の引渡しをする際は、乙は、搬入車両の運行がスムーズに行われるとともに、周辺地域に迷惑がかからないよう十分に配慮すること。

また、乙は、事故防止について細心の注意を払い、必要な安全対策を講ずるとともに、当該作業の行為について一切の責任を負うものとする。

## (2) 搬入日時及び方法

施設への搬入は、各ごみステーションで収集したものを、搬入車両で順次搬入する。

搬入日は主に毎週月・水・金曜日とし、搬入時間は、原則として9時から17時までとする。

ただし、収集に当たっての排出状況又は交通の状況等の要因により、搬入の時間が若干遅延することを考慮すること。

なお、再生資源を上記曜日以外にも乙に対して事前連絡後、不定期に搬入することもありうる。

また、搬入日には、搬入車両で搬入路、当該施設及び周辺地域が混雑するため、他の車両の入場については極力抑制すること。

## (3) 搬入形態等

ア 新聞紙（新聞折り込みチラシを含む。）

概ね、ひもで十字に縛ってある状態、若しくは45リットル以下の透明又は半透明の袋に入れられている。

イ 雑誌類（雑誌、カタログ、チラシ、包装紙、コピー用紙等）

概ね、ひもで十字に縛ってある状態、若しくは45リットル以下の透明又は半透明の袋に入れられている。

ウ ダンボール

畳んだ状態又はひもで十字に縛ってある状態のものが多い。

※以上はそれぞれ別々の袋等により搬入されるが、収集車による搬入のため、袋が破れる等により混ざる可能性もあることを考慮に入れておくこと。

## (4) 搬入重量の確認等について

搬入重量の確認のため、乙は、1週間分（日曜日から土曜日まで）の搬入重量を翌週月曜日までに甲に報告し、当該報告した搬入重量について新聞紙、雑誌類、ダンボール、紙製容器包装、透明袋及び残渣の種別ごとに集計したものを翌々週の月曜日までに甲へ報告すること。

報告書の様式については、乙が作成し、日付別、前述の種別ごとの重量記入欄を設けること。

なお、これらの報告に関する様式等の作成費用は、すべて乙の負担とする。

## 8 再生資源の売却重量

搬入重量を売却重量（10キログラム単位とする。）とする。

計量値は、施設の計量機による。

## 9 所有権の移転

再生資源の所有権は、甲が乙の施設へ再生資源を搬入し計量を終えたときをもって甲から乙に移転するものとする。

## 1 0 買取り後の再生資源の取扱い

乙は、市内において、再生資源の選別及び圧縮梱包を適正に行うことができなければならない。

なお、圧縮・梱包に係る処理能力は15トン/時間（メーカー公表値）以上であること。

また、圧縮梱包後の再生資源の品質は、公益財団法人古紙再生促進センターの古紙標準規格に適合するものとし、乙は、買取り又は処理後の再生資源を適正な方法で、輸送すること。

なお、再生資源処理過程での残渣等の発生物については、乙の負担及び責任により、法律に基づき適正に処理し、処理年月日、処理重量及び処理場所について、翌月20日までに甲に書面にて報告（様式は、任意。作成費用等は、全て乙の負担）すること。

また、圧縮梱包後の再生資源については、売却年月日、売却先及び種類別売却重量等がわかる資料を甲に提出すること。

さらに、「紙製容器包装」、「透明袋等」や「金属くず」等の売却などがある場合、その報告についても資料に加えること。

## 1 1 買取り代金の支払等

再生資源の買取り代金（以下「代金」という。）は、月ごとに算出するものとし、落札単価（以下「買取り単価」という。）に引渡しを受けた再生資源の重量（計量機の最小単位は10キログラム単位とする。）を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額）とする。

乙は、甲の発行する納入通知書により代金を甲の指定する日（以下「指定日」という。）までに下関市指定金融機関、下関市指定代理金融機関又は下関市収納代理金融機関に納入するものとする。

なお、当該契約期間内の買取り単価の変更は行わないものとする。

また、乙が指定日までに代金を完納しなかったときは、当該指定日の翌日から未支払金額を納入する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年3パーセントの割合を乗じて得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた金額）を遅延利息として甲に支払わなければならない。

この場合の計算方法は、年365日の日割計算とする。

## 1 2 その他

(1) 乙は、事故、災害及びトラブル等が発生した場合、又は契約履行上支障が生じるような事態が起きた場合には、速やかに甲へ報告すること。

(2) この仕様書に定めのない事項及び細目については、甲乙の双方協議の上で定めるものとする。